

区政会議におけるご意見への対応方針

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

なお、局所管事業等、区役所の所管外となるご意見については記載していませんが、いただいたご意見は所管部局へ伝達しています。

資料 1

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
1	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【地域福祉におけるアウトリーチの具体化と予算について】 運営方針冒頭の「基本的な考え方」の中にはアウトリーチという重要な考え方を提起されているにもかかわらず、特に経営課題1の地域福祉においてはアウトリーチの具体化・促進策についての記載が乏しいように思います。人口が増え、高齢化もさらに進む中、地域見守りサポート事業も、前年度同額の予算でよいのでしょうか？	委員のご意見のとおり、経営課題1の地域福祉の推進に向けた具体手法である「アウトリーチ」の表記がございましたので、別紙のとおり主な戦略欄において加筆修正いたしました。 淀川区では、全区共通事業である「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」に加え、「地域見守り活動サポート事業」を実施し予算を上乗せすることで、地域における見守り支援体制の強化を図っております。今後とも適切な支援につなげていきます。	保健福祉課・保健福祉担当
2	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	歯黒委員	【経営課題1 安全で安心なまちづくり 地域における安全・安心事業（防災）について】 能登地震の避難所において、トイレが大問題となっていました。 上水・下水が使用できない期間のトイレについて現在の計画を知りたいと共に、見直す必要はないのでしょうか。	大阪市では、災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合、備蓄トイレや仮設トイレの設置により対応するほか、広域避難場所においては、必要に応じ、マンホールトイレを設置することとしております。 また、大規模災害などにより市民の皆さんが避難所への避難を余儀なくされることになった場合に備え、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、食料や飲料水、生活関連品等の備蓄を行っておりますが、令和6年の能登半島の地震での状況を踏まえ、発災初日に仮設トイレを使用できない可能性を考慮した避難者の排泄機会の確保として、国のガイドラインの目安である1人1日あたり5回排泄を満たすよう本備蓄計画を見直しております。 なお、現在、令和6年度中に排便処理セットの必要数を緊急的に確保するため、危機管理室において追加購入手続き中です。	市民協働課・防災担当
3	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	鈴木委員	【経営課題1 安全で安心なまちづくり 地域見守りサポート事業について】 見守り相談室の周知が不十分だと思いました。 声を上げられない人、情報難民にはどのように関わっていくのか見えません。 また、医療機関への周知がされているのかもわかりません。 例えば、今まで定期受診をしていた患者が受診しなくなった、体重が減っているなど、適切な機関につながっていない患者さんとかかわることが課題であると思いました。	見守り相談室の周知については、淀川区役所及び淀川区社会福祉協議会のホームページへの掲載、区役所発行の広報誌、区社協だよりに掲載するほか、各地域団体や関係機関にてチラシを配架するなど周知活動に取り組んでいます。 孤立世帯やセルフネグレクト等の要援護者に対しては、福祉専門職のソーシャルワーカーをはじめ地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等との連携により訪問等を行うなど、情報を把握するとともに信頼関係を構築することで、その方に見合った適切な支援につなげています。 医療機関への周知については、前述のとおり関係機関への周知活動に取り組んでいるところではありますが、今後とも見守り相談室を含め各種相談支援機関の周知に努め、医療機関との円滑な連携を図ってまいります。	保健福祉課・保健福祉担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
4	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	鈴木委員	【経営課題2 子育て教育環境が充実したまちづくり 淀川4・5歳児施設訪問事業について】 1.支援が必要な児童と対応件数の数を近づける対策がわかりませんでした。 2.対象児童を発見できても親権者が仕事などで区役所開庁時間に時間が調整できない際は対応までつながらないように感じました。 3.親権者の支援（疲れている、時間がないなどで児童に向き合う機会を作る方法がわからないなどの親権者への対応）も含まれているのかどうか。	1.本事業の仕組みは、園から保護者に対し集団活動の中での児童の姿を伝え、支援の必要性を理解いただくことから、実際に支援に繋がるまでに時間を要するケースがあります。 しかし、保護者と関係性を築いている園からお伝えすることでスムーズな支援導入に繋がるものと考えており、引き続きケースに応じた具体的な方法（医療機関の案内や、区役所の4・5歳児発達相談や家庭児童相談員への繋ぎ等）を、園と区役所で連携し取り組んでまいります。 2.区役所開庁時間内の相談が困難な場合、例えば、児童発達支援の導入が望ましい児童であれば、サービスを受給するための診断書の記載が可能な医療機関を案内する等、区役所の相談窓口を介さずに直接サービス利用申請を行えるよう、ケース毎の状況に応じた対応を行っております。 3.保護者への支援については、児童それぞれの特性に応じた関わり方を行うことが、委員が例示いただいている課題など、保護者の負担や悩みの軽減につながると考えており、本制度を通じて様々な支援制度を案内してまいります。	保健福祉課・こども教育担当
5	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【経営課題2 子育て教育環境が充実したまちづくり 不登校児童生徒支援事業について】 良い取り組みと思いますが、最終的には区内全校に広げる計画でしょうか？ また不登校に関しては、通学校を変更することで環境を変えたいとの意向を持つ区民の声もありますが、現状では対応不可となっているようです。 方針の変更は検討できませんか？	本事業は令和6年度から小学校1校、中学校1校で開始し、令和7年度は小学校3校、中学校2校で実施できるよう予算確保をめざしています。 なお、区内全校への拡充は、教育委員会が実施する、不登校児童生徒や登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援を目的とする「校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)のモデル設置」の状況を踏まえ検討していきます。 また、不登校等で現在の学校に通学することが困難な児童生徒につきましては、保護者や学校との話し合いのもと、実状に照らし、転校することによって当該児童生徒の就学環境の改善が見込まれるのであれば、通学校の変更を認める場合もあります。	保健福祉課・こども教育担当、窓口サービス課・住民登録担当
6	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【経営課題2 子育て教育環境が充実したまちづくり 児童虐待及びDV対応ケースワーク業務の充実について】 会計年度任用職員の雇用とありますが、支援のスパンを考えると 職員の安定雇用が大事と考えます。正規職として雇用するお考えはありますか？	ご指摘の通り、児童虐待及びDV対応ケースワーク業務の対象ケースは長期間の支援が必要な場合が多くなっています。こういった継続した支援が必要なケースは当区の子育て支援室職員が主となって担当し、組織として適切に引継ぎながら対応しています。	保健福祉課・こども教育担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
7	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【経営課題2 子育て教育環境が充実したまちづくり ヤングケアラーの認知度が低いとの課題認識について】 どのような経路でヤングケアラー当事者を発見し支援につなげるか、という考え方に着目することにより、周知の仕方・カ点の置き方も変わってくるのではないのでしょうか？ 例えば、頻繁に買い物に来る小学生や中学生を網にかけようと思えばスーパーやコンビニ、家庭内での介護の状況を起点にするのであれば区内の介護や訪問看護の事業所、目に余る長時間のバイトなどから類推しようと思えば、区内の事業者ということになります。もちろん、教職員の理解促進も欠かせません。 区としては、具体的にどの分野にどのように働きかけて認知度の向上を図るお考えでしょうか？	区役所では広く市民や地域の関係者に向けて、社会的認知度の向上を図るための周知とあわせて、ヤングケアラーと思われる子どもを見かけたら情報提供していただくよう呼びかけを行っています。 行政としては遍く広報しなければいけないといった考えになりがちですので、いただきました意見を参考に周知・啓発方法について工夫してまいります。 また、学校現場に対しては教育委員会による教員への研修、スクールソーシャルワーカーの各区配置、こども青少年局によるスクールカウンセラーの拡充等により、ヤングケアラーの早期発見に向けた支援を実施し、こどもサポートネット事業を通じて区役所と連携しながら取組を進めています。	保健福祉課・こども教育担当
8	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【将来ビジョン（経営課題2関連）の一部修正について】 アウトカム指標②については「80%以上を維持」ではなく、より引き上げていく方向とすべきではないでしょうか？そうすることによって、なぜ否定的な回答が20%近く残るのかを見極めることにもつながると思います。	本市では将来ビジョンは区政運営の中期的な理念と位置づけ、それに基づく施策ごとの具体的な事業運営等については、毎年の運営方針を基に実施しています。 本市政策企画室作成の運営方針の策定要領において、目標は達成可能なものであることとされていますので淀川区の現状を鑑み、アウトカム指標を市平均の80%としています。 また、本取組の対象者は毎年異なり特定の対象者に連続的な支援をするものではないため「成果の上積み」を確認することができません。そこで、本取組を通じて淀川区の各学校全体を一定レベル以上に保つことをめざし「維持」と表現しています。 自己肯定感の醸成や学習習慣の定着を目的とした当区の各種取組により、自己肯定感に関する肯定的な回答割合をより向上させていきたいと考えております。	保健福祉課・こども教育担当

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
9	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	鈴木委員	【経営課題2 子育て教育環境が充実したまちづくりについて】 1.訪問型病児保育（共済型）推進事業 月会費を捻出できない家庭（生活保護受給者、レスキュー利用者など）のための代替の事業があれば教えてほしいです。 2.淀川区プレパパ・ママ等のファミリー子育て教室 初産婦のみの開催はありませんか。少数と思いますが、シングルマザーで初産、夫婦間がうまくいっていないなどで、育児ノイローゼ、育児放棄などにつながりやすいという共通課題があるかと思っています。	1.月会費を捻出できない家庭向けの代替事業として無料でご利用いただけるものは実施していませんが、本事業を区の委託事業として行うことで入会金・年会費を無料、月会費を5,000円とし、民間事業者が実施している同種事業に比べて安価でご利用いただけます。また、児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯は共に月会費を1,000円としております。 2.母子健康手帳交付時に全妊婦（またはパートナーなどのご家族）に対して保健師による面談「妊婦面接」を実施しています。その面談の中で「初産婦」に対して淀川区保健福祉センターで平日に実施している「妊婦教室」とともに、「淀川区プレパパ・ママ等のファミリー子育て教室」（年4回、日曜開催）への参加を勧奨しています。両教室ともに、妊婦のみの参加も可能です。 一方、妊婦の中にはさまざまな事情で単身での参加を躊躇する方もおられると考えています。妊婦面接では自記式の「妊娠届出時アンケート」を実施しており、未婚やひとり親、養育者に心身の疾患がある、産前後の援助者がいないなど、妊娠状況や家庭状況などの個別の状況を保健師が把握し、養育上の課題を抱えるご家庭に対して即日の相談対応を行いさまざまな母子保健福祉サービスにつなげ、必要な方には継続支援（個別支援）を実施しています。 妊婦面接を通じて個々の妊婦の状況を把握し、教室への参加勧奨や個別支援を併用して妊娠・出産・子育てを支援していきたいと考えています。	保健福祉課・こども教育担当、健康づくり・健康相談担当
10	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	鈴木委員	【経営課題3 人と人がつながり にぎわいと魅力あふれるまちづくり 淀川河川敷十三エリア魅力向上事業について】 淀川河川敷が充実したエリアになるのは楽しみです。 区内でのアクセスはどうでしょうか。巡回バスなどの検討はあるのでしょうか。	本事業エリアへの区内からのアクセスにつきましては、阪急十三駅やバス停からも徒歩5分程度であるため、公共交通機関のご利用及び周辺駐車場を利用した自動車等での来場を考えており、現在、巡回バス導入の検討はしていません。	政策企画課
11	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【経営課題4 区民が利用しやすい区役所づくり 広聴・広報情報発信事業について】 「よどマガ！」の認知度、活用度をアンケートで調べてはどうでしょうか？私の住んでいるマンションでも半分くらいは投函・即エントランスのごみ箱行、となっており、非常に勿体ないと考えます。	本市政策企画室広報担当が、情報発信に関する取組について今後の参考とすることを目的として市民を対象に実施した「情報発信に関する調査」の結果（令和6年1月公表）によれば、「市政情報を得るため、普段よく利用する媒体・メディア」について、「区の広報紙」と回答された方が37.6%と最も高かったこともあり、当区としてアンケートを実施する予定は、現在ありません。 また、マンション管理人様などから配布不要の希望があれば、その都度対応しております。 今後も、区民のニーズに的確にお応えするために、より手に取っていただき、読んでいただける誌面作成に努めてまいります。	政策企画課
12	R6.9.11	令和6年度第1回全体会議	湊委員	【経営課題4 区民が利用しやすい区役所づくり 広聴・広報情報発信事業について】 特定空家は区内に何軒ありますか？ 予算19万6千円はどのようなことに使うのでしょうか？	令和6年9月30日現在の淀川区における未是正の特定空家等の件数は、51件です。 空家等対策における令和7年度当初予算要求の主な内訳は、登記簿等公用請求所要経費、空家所有者等に対する助言・指導文書等発送経費、相続財産管理人選任所要経費です。	政策企画課